

平成30年3月28日

## 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等の結果の公表

この度、地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等を行い、以下のとおりに調査結果をとりまとめましたので、別添のとおり公表します。

- ① 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について
- ② 行政手続条例等の制定状況に関する調査について
- ③ 情報公開条例等の制定状況に関する調査について
- ④ 意見公募手続制度の制定状況に関する調査について
- ⑤ 公文書管理条例等の制定状況に関する調査について

(別添の資料は概要であり、各団体の個票等調査の詳細は、大部のため添付を省略しております。詳しくは、(<http://www.soumu.go.jp/iken/main.html>)をご覧ください。)

(連絡先)

自治行政局行政経営支援室

担 当：吉村課長補佐、瀬尾係長、青木、田島

電 話：03-5253-5519 (直通)

F A X：03-5253-5592

Eメール：gyokaku@soumu.go.jp

# 地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形での公表

各団体の取組について、統一した様式で、見える化を実施

## <公表項目>

民間委託の実施状況、指定管理者制度等の導入状況(施設区分別)、窓口業務の状況、庶務業務の集約化状況、自治体情報システムのクラウド化の状況、公共施設等総合管理計画の策定状況、地方公会計の整備について取組状況を見える化。

## <公表イメージ>

〇〇県(◆◆市)

(平成29年4月1日現在)

### (1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃				
⋮				
⋮				

全国平均との比較

類似団体との比較

### (2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
							類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
体育館								
⋮								
⋮								

### (3)窓口業務

#### 総合窓口の設置

設置状況		→	予定時期	
------	--	---	------	--

#### 窓口業務の民間委託

委託状況	
------	--

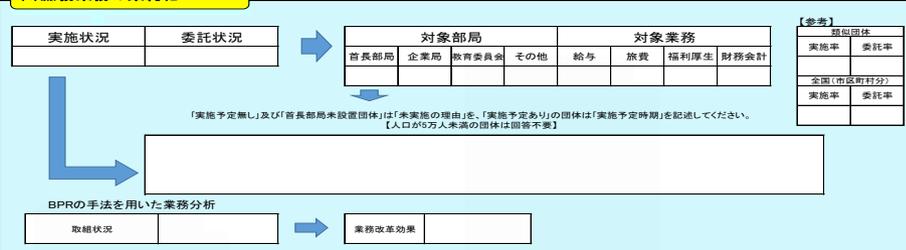
#### PRの手法を用いた業務分

取組状況		→	業務改革効果	
------	--	---	--------	--

#### 【参考】

類似団体		全国(市区町村分)	
設置率	委託率	実施率	委託率

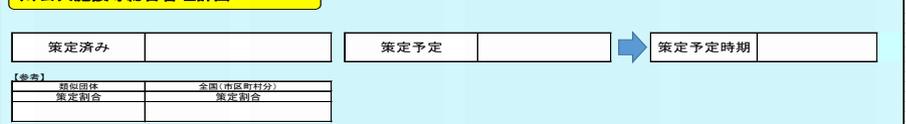
### (4)庶務業務の集約化



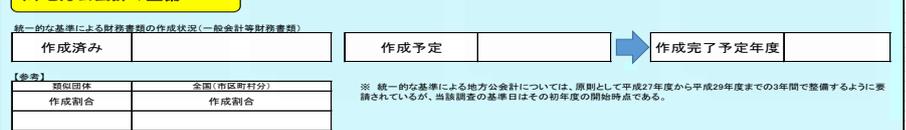
### (5)自治体情報システムのクラウド化



### (6)公共施設等総合管理計画



### (7)地方公会計の整備



# 地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形での公表

各団体の取組について、比較可能な形で公表

## <比較項目>

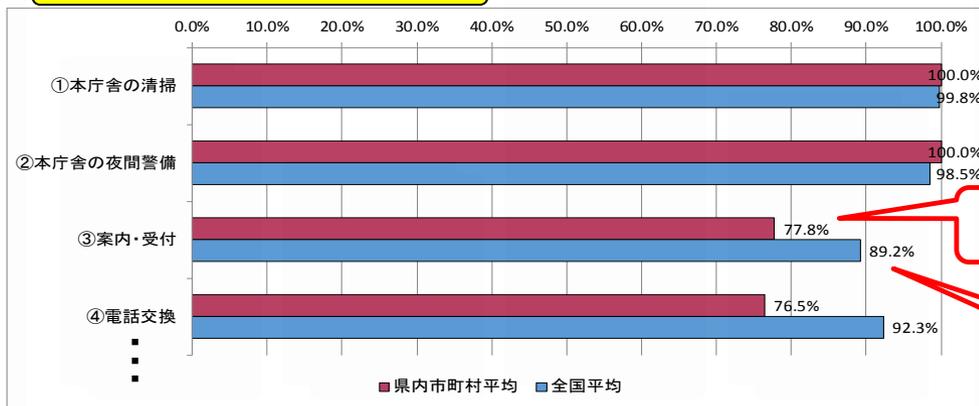
民間委託、指定管理者制度等、自治体情報システムのクラウド化等の取組状況について比較可能な形で公表。  
 → 都道府県間・指定都市間の比較、各都道府県内の市区町村の取組割合と全国平均の比較 等

## <公表イメージ>

県内市町村の取組割合と、全国平均を比較可能

市区町村の実施状況を日本地図でプロット比較

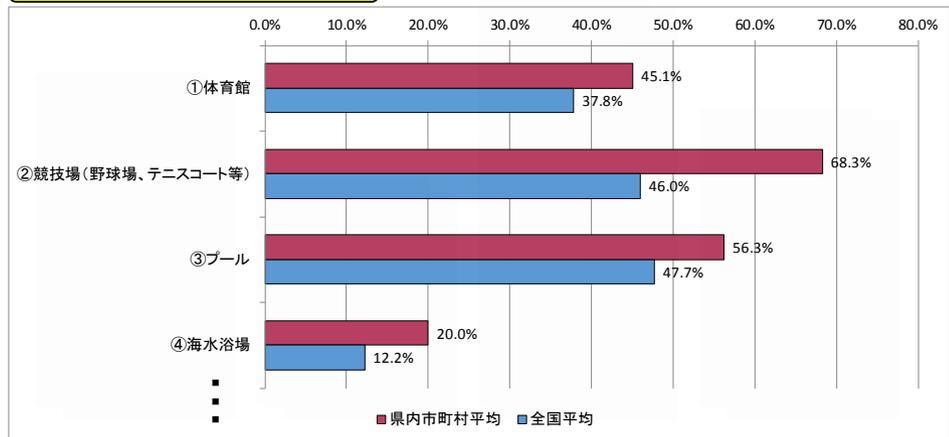
### 民間委託の実施状況【●●県】



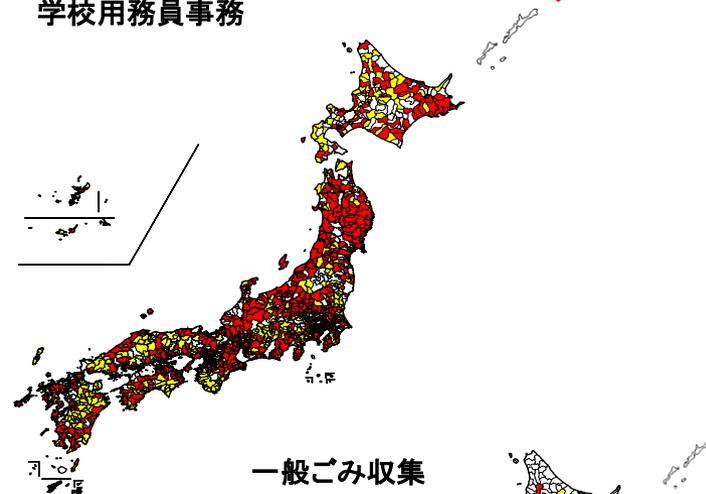
県内市町村平均

全国平均

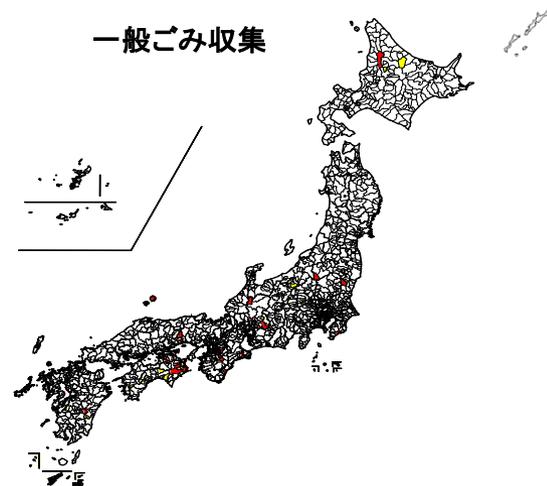
### 指定管理者制度【●●県】



### 学校用務員事務



### 一般ごみ収集

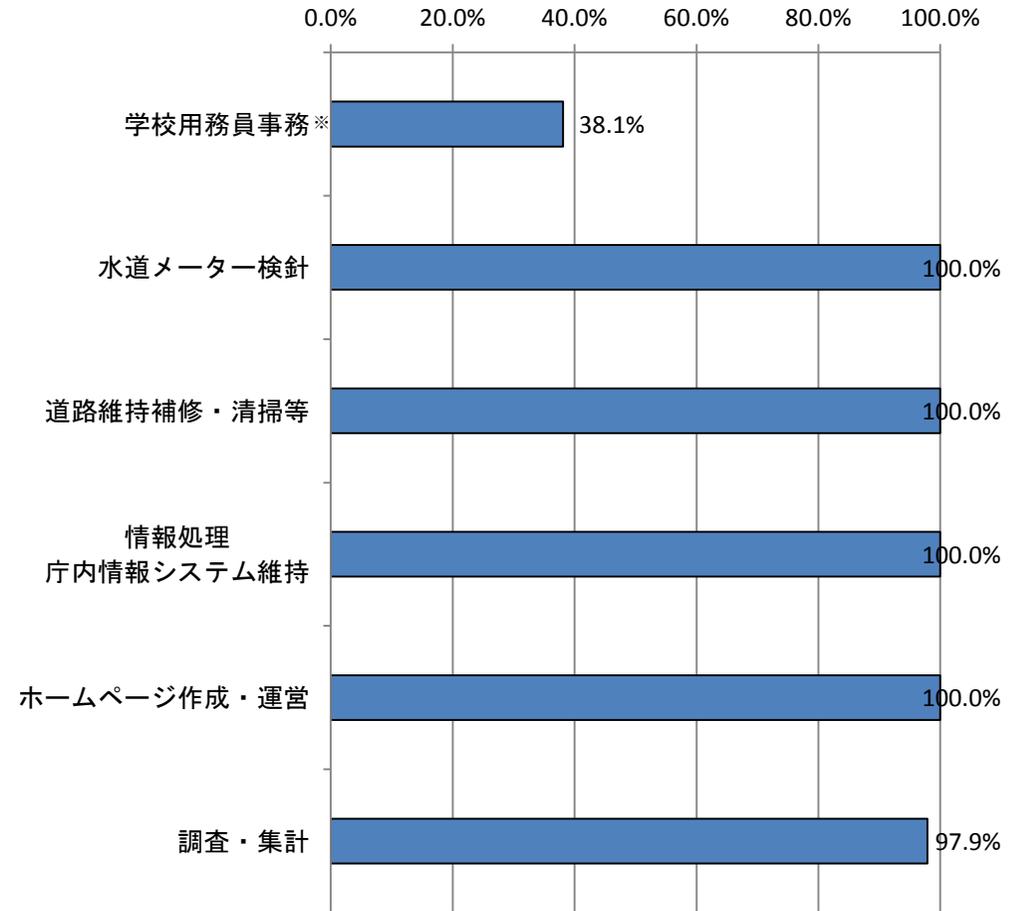
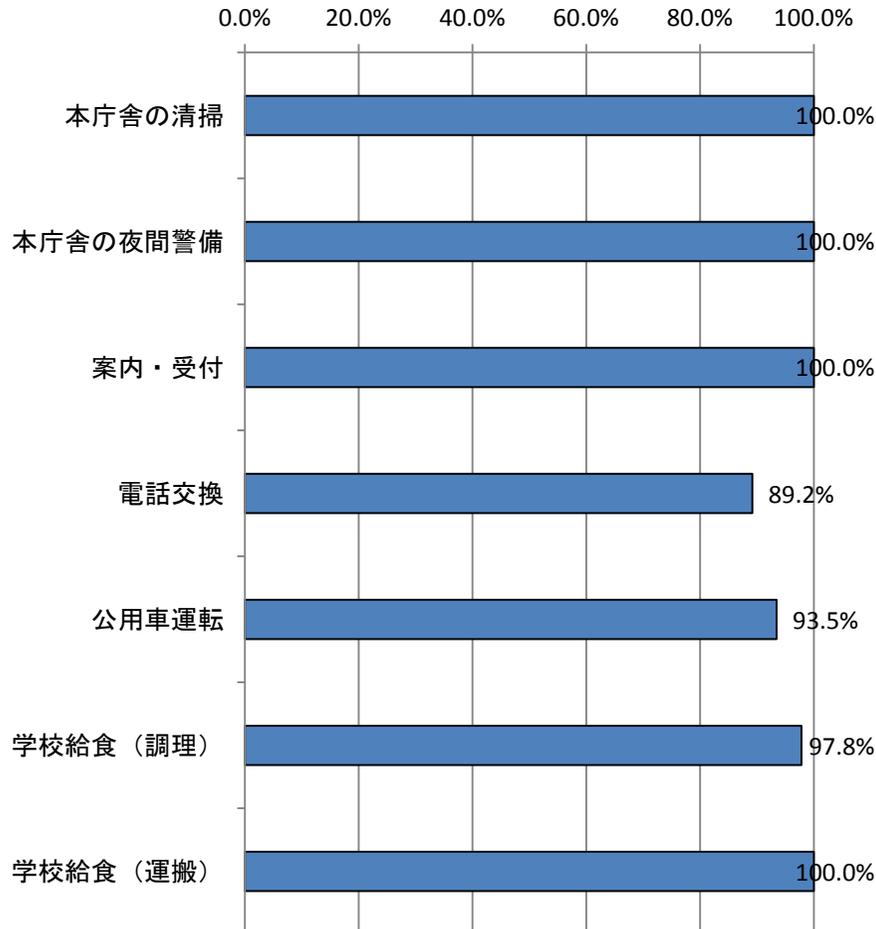


白	委託有り
黄色	専任職員無し等
赤	委託無し

# 民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)

## 都道府県

- 都道府県における委託実施状況は以下のとおりです。
- 業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率となります。



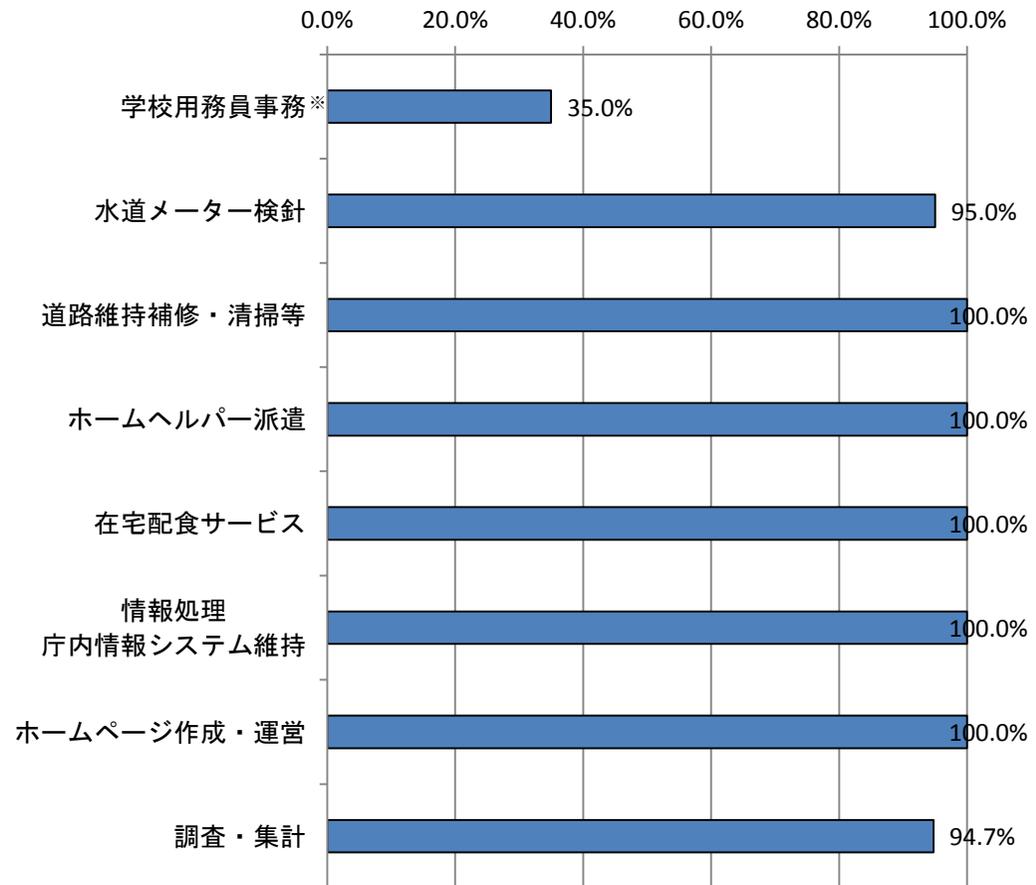
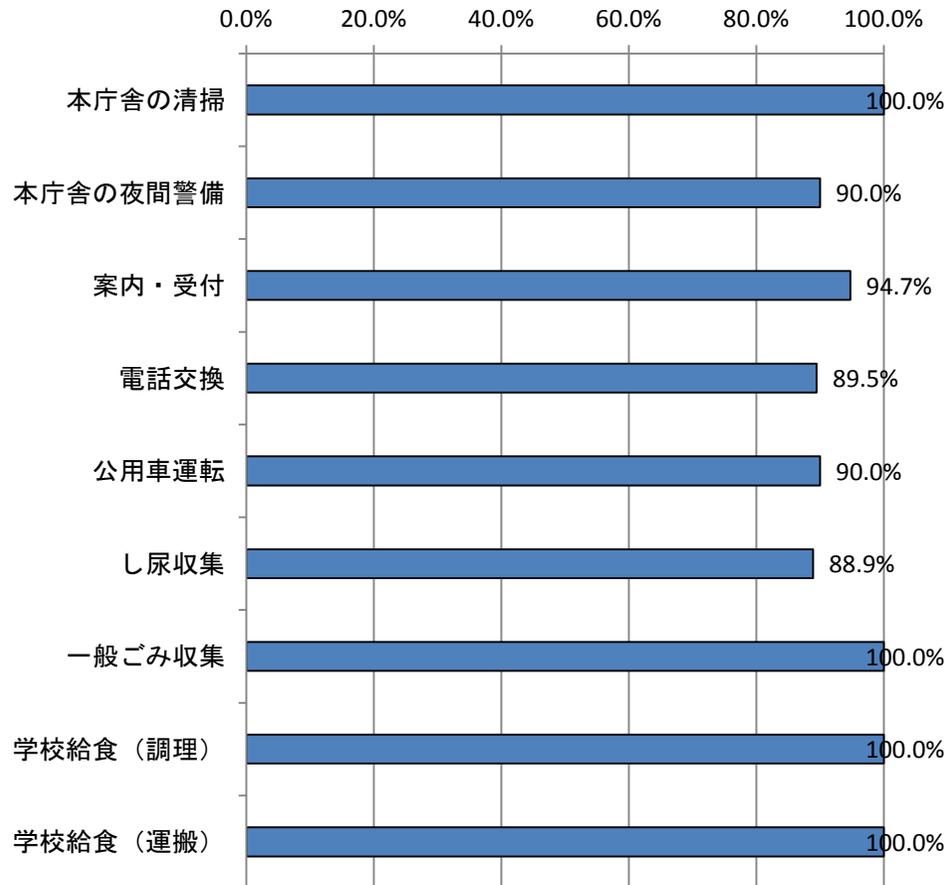
※ 全団体を分母とし、学校用務員の業務の全部又は一部を民間委託している団体及び全部又は一部に非常勤職員を配置している団体を分子とした場合の割合は91.5%。

委託率(%)【算出方法: 委託実施団体数 ÷ 事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く) × 100】

# 民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)

## 指定都市

- 指定都市における委託実施状況は以下のとおりです。
- 業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率となります。



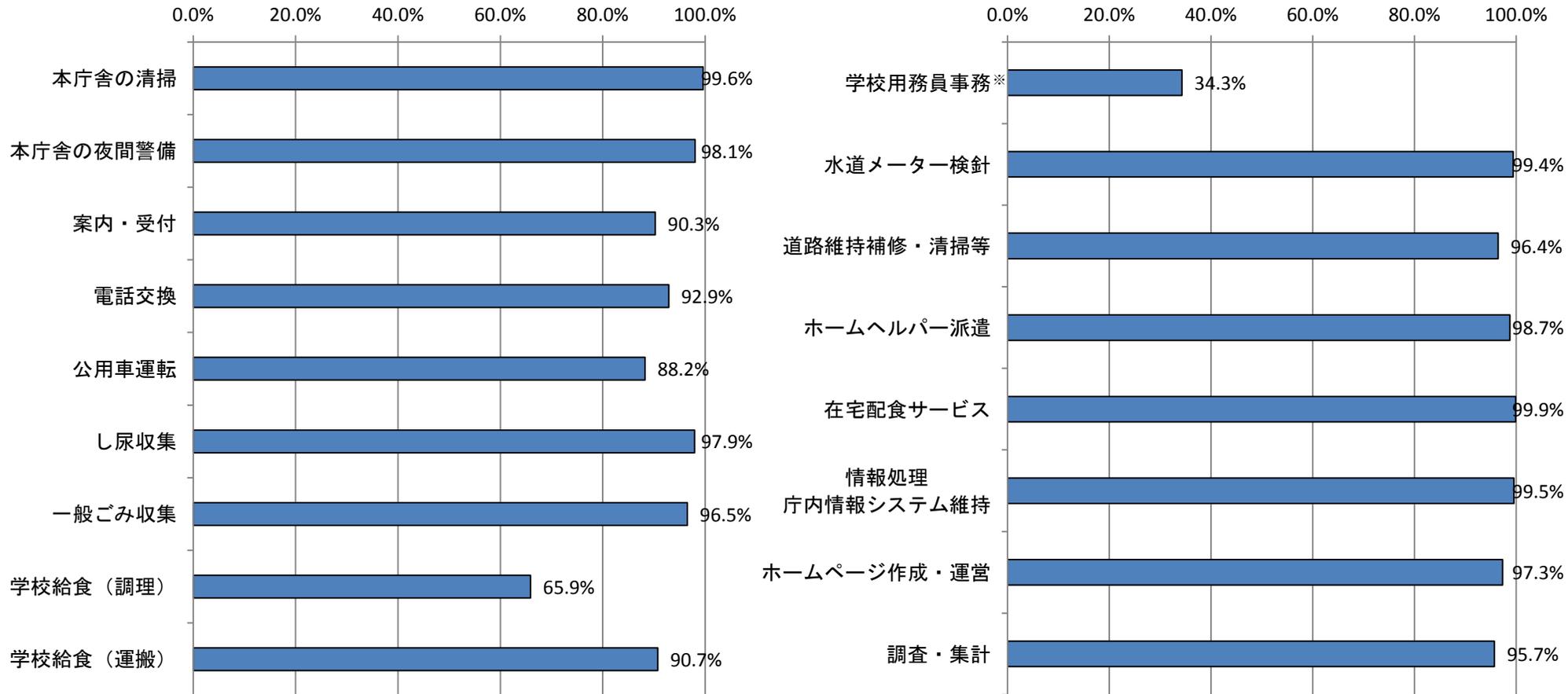
※ 全団体を分母とし、学校用務員の業務の全部又は一部を民間委託している団体及び全部又は一部に非常勤職員を配置している団体を分子とした場合の割合は95.0%。

委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

# 民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)

## 市区町村

- 市区町村における委託実施状況は以下のとおりです。
- 業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率となります。



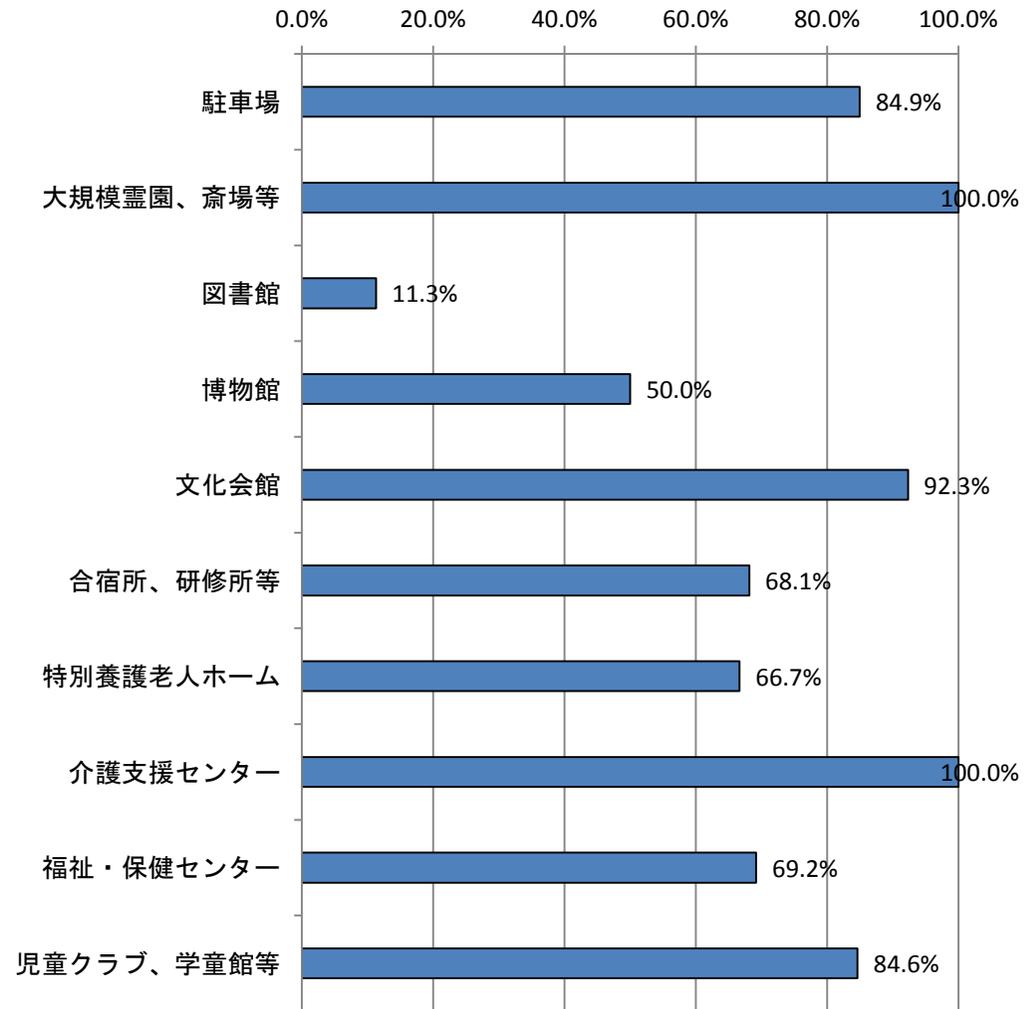
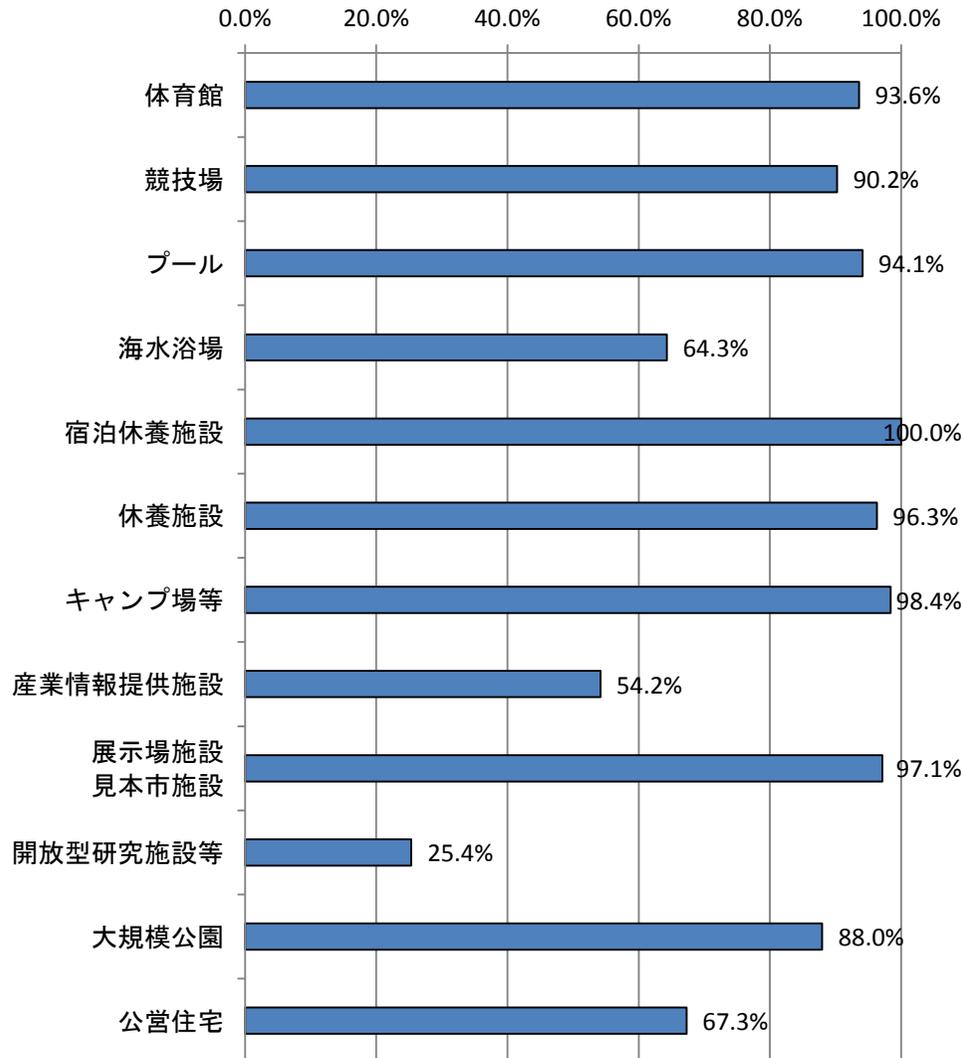
※ 全団体を分母とし、学校用務員の業務の全部又は一部を民間委託している団体及び全部又は一部に非常勤職員を配置している団体を分子とした場合の割合は90.8%。

委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

# 指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

## 都道府県

- 都道府県における指定管理者制度の導入状況は以下のとおりです。
- 導入率の算出方法は、制度導入施設数÷公の施設数×100となります。

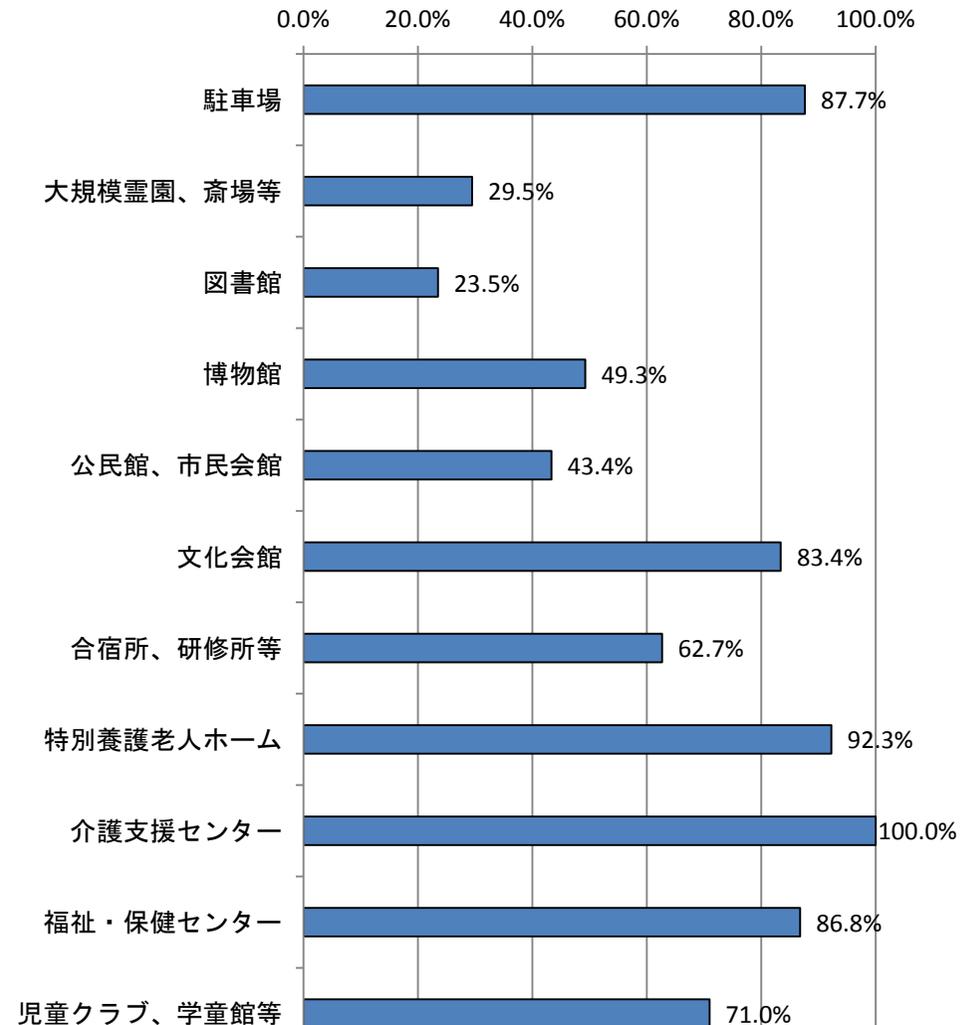
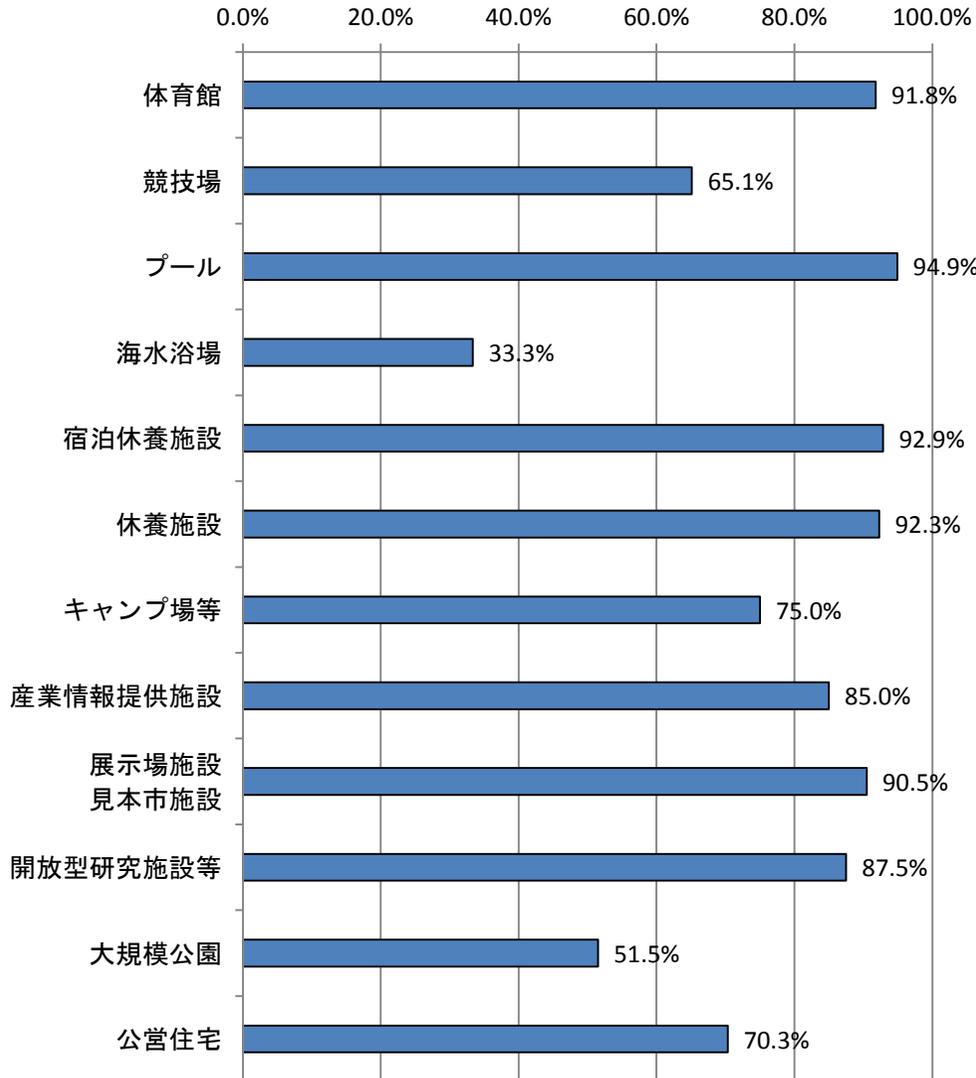


導入率(%)【算出方法: 制度導入施設数÷公の施設数×100】

# 指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

## 指定都市

- 指定都市における指定管理者制度の導入状況は以下のとおりです。
- 導入率の算出方法は、制度導入施設数/公の施設数×100となります。



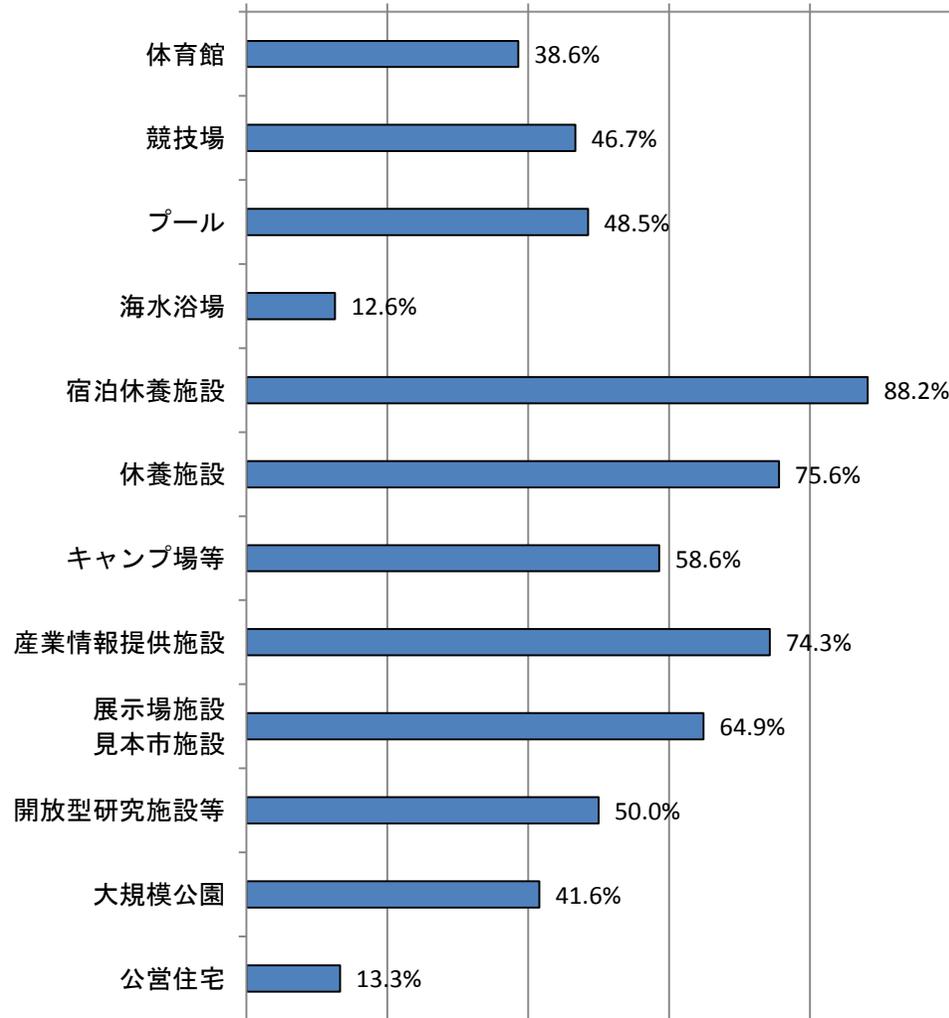
導入率 (%)【算出方法: 制度導入施設数 ÷ 公の施設数 × 100】

# 指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

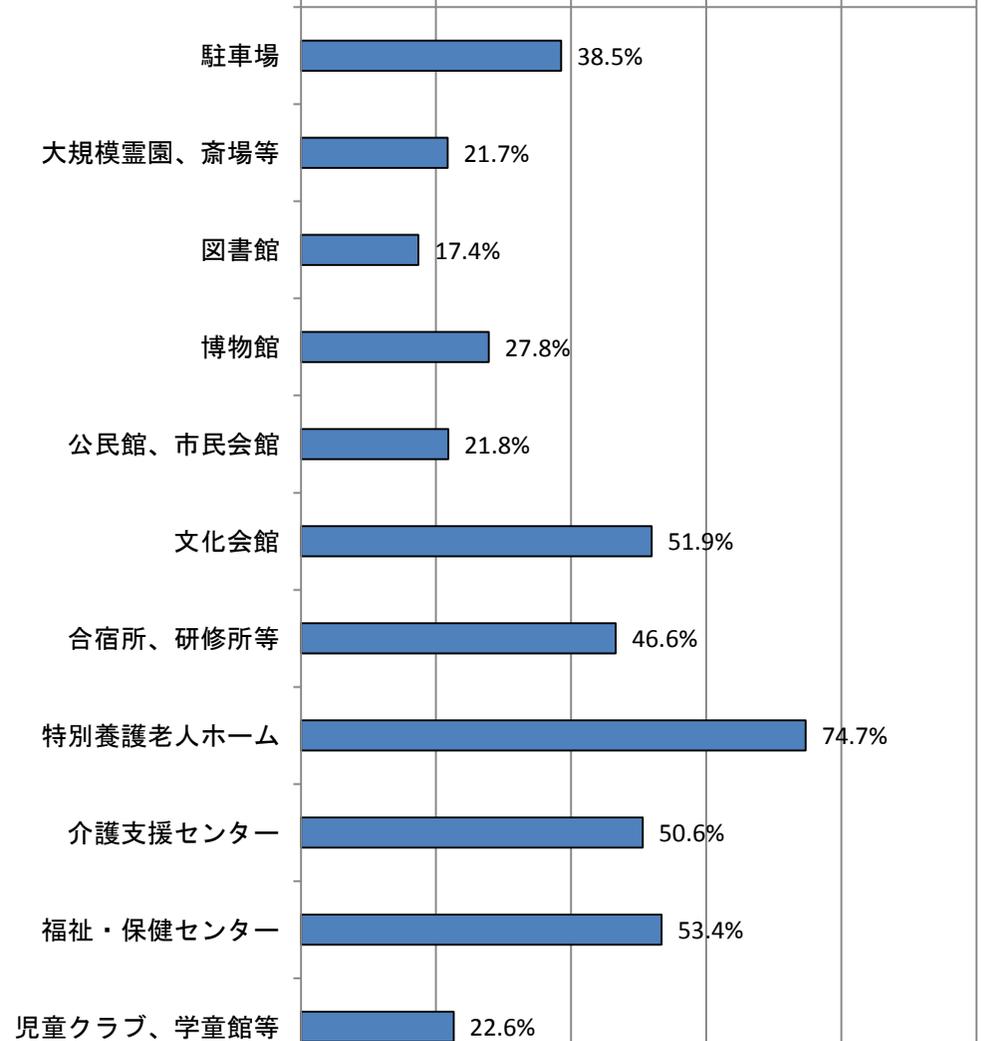
## 市区町村

- 市区町村における指定管理者制度の導入状況は以下のとおりです。
- 導入率の算出方法は、制度導入施設数/公の施設数×100となります。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



導入率 (%)【算出方法: 制度導入施設数 ÷ 公の施設数 × 100】

# 窓口業務の民間委託、総合窓口化、庶務業務の集約化等の実施状況について

## 窓口業務の民間委託の実施状況

平成29年4月1日時点

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	335団体	1,741団体	19.2%
指定都市	16団体	20団体	80.0%
特別区	19団体	23団体	82.6%
中核市	37団体	48団体	77.1%
指定都市・中核市以外の市	199団体	723団体	27.5%
町村	64団体	927団体	6.9%

(※) 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

## 総合窓口の導入状況

平成29年4月1日時点

住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	214団体	1,741団体	12.3%
指定都市	8団体	20団体	40.0%
特別区	6団体	23団体	26.1%
中核市	11団体	48団体	22.9%
指定都市・中核市以外の市	117団体	723団体	16.2%
町村	72団体	927団体	7.8%

## 庶務業務の集約化に関する実施状況について

平成29年4月1日時点

人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する取組を行っていることをいう。

	導入団体数	市区町村数	割合
都道府県	45団体	47団体	95.7%
全市区町村	421団体	1,741団体	24.2%
指定都市	16団体	20団体	80.0%
特別区	23団体	23団体	100.0%
中核市	27団体	48団体	56.3%
指定都市・中核市以外の市	234団体	723団体	32.4%
町村	121団体	927団体	13.1%

# 行政手続条例等の制定状況に関する調査について

- 本調査は、行政手続法の一部改正（平成27年4月1日施行）において、「処分等の求め」及び「行政指導の中止の求め」が新たな行政手続として追加されたこと等を踏まえ、行政手続条例等の改正の対応状況について調査したものの。
- 都道府県47団体（100.0%）、指定都市20団体（100.0%）、中核市48団体（100.0%）、施行時特例市36団体（100.0%）、その他の市区町村1,503団体（91.8%）が行政手続条例等の改正済み。

調査内容：地方公共団体における行政手続条例の改正状況を調査

調査時点：平成29年10月1日（前回調査：平成27年1月5日）

調査対象：都道府県（47団体）、指定都市（20団体）、中核市（48団体）、施行時特例市（36団体）、その他市区町村（1,637団体）

## 地方公共団体における行政手続条例の制定状況

（単位：団体）

	都道府県 (47団体)		指定都市 (20団体)		中核市 (48団体)		施行時特例市 (36団体)		その他の 市区町村 (1,637団体)		合計 (1,788団体)	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
改正済	47 (6)	100.0% (12.8%)	20 (1)	100.0% (5.0%)	48 (8)	100.0% (18.6%)	36 (4)	100.0% (10.0%)	1,503 (50)	91.8% (3.1%)	1,654 (69)	92.5% (3.9%)
改正予定	0 (41)	0.0% (87.2%)	0 (19)	0.0% (95.0%)	0 (35)	0.0% (81.4%)	0 (36)	0.0% (90.0%)	80 (1,468)	4.9% (89.6%)	80 (1,599)	4.5% (89.4%)
改正予定なし	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	33 (43)	2.0% (2.6%)	33 (43)	1.8% (2.4%)
その他	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	21 (77)	1.3% (4.7%)	21 (77)	1.2% (4.3%)

※括弧内は前回調査（平成27年1月5日現在）

# 情報公開条例等の制定状況に関する調査について

- ・ 本調査は、地方公共団体における情報公開条例の制定状況等について3年に一度調査するもの。
- ・ 都道府県47団体(100.0%)、指定都市20団体(100.0%)、市区町村(指定都市を除く。)1,720団体(100.0%)※<sup>1</sup>、一部事務組合・広域連合983団体(62.5%)が情報公開条例等※<sup>2</sup>を制定済み。

調査内容:地方公共団体における情報公開条例の制定状況を調査

調査時点:平成29年10月1日(前回調査:平成26年10月1日)

調査対象:都道府県(47団体)、指定都市(20団体)、市区町村(1,721団体)、一部事務組合・広域連合(1,573団体)

※<sup>1</sup> 四捨五入のため100.0%となっているが、1団体(北海道乙部町)が未制定。

※<sup>2</sup> 条例のほか、規則、規程、要綱等で定めている場合がある。

## 地方公共団体における情報公開条例の制定状況

(単位:団体)

	都道府県 (47団体)	指定都市 (20団体)	市区町村 (指定都市を除く。) (1,721団体)	一部事務組合・広域連合 (1,573団体)
導入済団体数	47 (47)	20 (20)	1,720 (1,719)	983 (839)
構成比	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (99.9%)	62.5% (51.4%)

注)括弧内は前回調査(平成26年10月1日現在)

# 意見公募手続制度の制定状況に関する調査について

- ・ 本調査は、地方公共団体における意見公募手続制度の制定状況等について3年に一度調査するもの。
- ・ 都道府県46団体(97.9%)、指定都市20団体(100.0%)、中核市48団体(100.0%)、施行時特例市35団体(97.2%)、その他の市区町村892団体(54.5%)が意見公募手続制度を制定済み。

調査内容: 地方公共団体における意見公募手続制度の制定状況を調査

調査時点: 平成29年10月1日 (前回調査: 平成27年1月5日)

調査対象: 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)、中核市(48団体)、施行時特例市(36団体)、その他市区町村(1,637団体)

## 地方公共団体における意見公募手続制度の制定状況

(単位: 団体)

	都道府県 (47団体)		指定都市 (20団体)		中核市 (48団体)		施行時特例市 (36団体)		その他の 市区町村 (1,637団体)		合計 (1,788団体)	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
制定済み	46 (46)	97.9% (97.9%)	20 (20)	100.0% (100.0%)	48 (43)	100.0% (100.0%)	35 (40)	97.2% (97.5%)	892 (854)	54.5% (52.1%)	1,041 (1,002)	58.2% (56.0%)
検討中	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	41 (130)	2.5% (7.9%)	41 (130)	2.3% (7.3%)
予定なし	1 (1)	2.1% (2.1%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1 (1)	2.8% (2.5%)	704 (654)	43.0% (39.9%)	706 (656)	39.5% (36.7%)

注) 括弧内は前回調査(平成27年1月5日現在)

# 公文書管理条例等の制定状況に関する調査について

- 本調査は、地方公共団体における公文書管理条例等の制定状況及び公文書館の設置状況について調査したもの。
- 都道府県47団体(100.0%)、指定都市20団体(100.0%)、市区町村(指定都市を除く。)1,605団体(93.3%)が公文書管理条例等※を制定済である。

調査内容: 地方公共団体における公文書管理条例等の制定状況及び公文書館の設置状況を調査

調査時点: 平成29年10月1日(前回調査: 平成27年1月5日)

調査対象: 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)、市区町村(1,721団体)

※ 条例のほか、規則、規程、要綱等で定めている場合がある。

## 地方公共団体における公文書管理条例等の制定状況及び公文書館の設置状況

(単位: 団体)

	都道府県 (47団体)		指定都市 (20団体)		市区町村 (指定都市を除く。) (1,721団体)	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
条例等制定済み	47 (46)	100.0% (97.9%)	20 (15)	100.0% (75.0%)	1,605 (1,568)	93.3% (91.1%)
公文書館設置済み	33 (33)	70.2% (70.2%)	8 (7)	40.0% (35.0%)	97	5.6%
公文書館設置に向けて検討中	2 (0)	14.3% (0.0%)	2 (2)	16.7% (15.4%)	11	0.7%
公文書館設置するかどうかも含め検討中	5 (8)	35.7% (57.1%)	7 (5)	41.7% (53.8%)	101	6.2%

※ 括弧内は前回調査。なお、前回調査を行っていない項目は括弧の記載はない。